

監理技術者等の専任義務の緩和について（お知らせ）

令和6年12月13日施行の建設業法（昭和24年法律第100号）（以下、「法」という）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）（以下、「令」という）改正に伴い、監理技術者等の専任義務の緩和を次のとおり行います。

1 監理技術者等の専任義務の緩和

本市では、法第二十六条第三項の規定に基づき、予定価格（税込み）4,500万円（建築工事のみ予定価格（税込み）9,000万円）以上※の工事について技術者の専任配置を求めています。上記法令改正により、情報通信技術を利用すること等を要件とする専任義務の緩和規定（以下、「法第二十六条第三項ただし書き」）が新たに設けられました。

上記の法令改正等を踏まえ、本市においても専任義務の緩和について別紙のとおり定めます。なお、本通知では「監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和7年1月28日国不建技第147号）」に倣い、法第二十六条第三項ただし書及び同項第一号により専任義務を緩和する場合を「専任特例1号」、同項第二号により専任義務を緩和する場合を「専任特例2号」と呼びます。

2 専任義務緩和できる項目

(1) 専任特例1号による専任義務緩和

本法令改正により、各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築工事の場合は2億円未満）かつ法令規則で定める要件を満たす場合、2件の工事現場を兼務することができます。

具体的な要件及び事務手続きは別紙1をご確認ください。

(2) 専任特例2号による専任義務緩和

本法令改正に伴う運用の変更はありません。各工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置くことを要件とし、2件の工事現場を兼務することができます。

具体的な要件及び事務手続きは別紙2をご確認ください。

(3) 営業所技術者等の専任義務緩和

本法令改正により、建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築工事の場合は2億円未満）かつ法令規則で定める要件を満たす場合、営業所技術者（又は特定営業所技術者）（以下、「営業所技術者等」という）が1件の工事現場を兼務することができます。

具体的な要件及び事務手続きは別紙3をご確認ください。

3 資格審査資料の提出にあたっての注意点

本運用変更に伴い、「現場代理人・主任技術者等届（様式第5号）」の様式を改正しました。資格審査資料を提出する場合は、改正後の様式を草津市ホームページよりダウンロードして作成、提出してください。

4 適用開始

この通知は、令和7年2月25日（以下、「適用開始日」という。）以降に行われる契約の申込みの誘引（以下、「公告」という。）に係る工事請負契約について適用します。

専任特例 1 号による専任義務緩和について

令和 6 年 12 月 13 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正について本市契約での適用開始後、専任特例 1 号により配置技術者の専任義務を緩和させようとする場合は、次の要件をご確認のうえ、お手続きいただくようお願いします。

1 専任特例 1 号の専任義務緩和要件

以下の全ての要件に適合する場合、監理技術者等は2 件の工事現場を兼務することができます。

- (ア) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築工事の場合は 2 億円未満）であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- (ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (エ) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事（本市においては発注工事分類表で定める一般土木工事、軌道工事、橋梁上部工事、港湾構造物工事）、建築一式工事（本市においては発注工事分類表で定める建築工事、鉄骨プレハブ工事）の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- (オ) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- (カ) 当該建設工事を請け負った建設業者は、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、法施行規則第二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。
- (キ) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

2 手続きの流れ

落札決定通知書が送付されたら、通常の資格審査資料と変わらず、入札公告に定める提出書類をご提出いただきます。ただし、下記のとおり専任義務の緩和要件を満たしているか確認させていただきますので、法令順守のため「現場代理人・主任技術者等届（様式第 5 号）」には正確な情報を記載いただきますようお願いいたします。

契約締結後にご提出いただく「現場代理人・主任技術者等届（様式第 5 号）」による審査および施工段階において適正な履行を行っているかどうか、監督員の点検を受けていただきます。

3 落札決定後に必要な対応

(1) 従事中工事の監督員への連絡

落札決定されたら速やかに、従事中工事の監督員へ、配置技術者が専任義務の緩和を受けて別工事と兼務することを連絡してください。兼務する場合、各工事現場で要件(ア)～(キ)を全て満たす必要があるため、専任で従事中だった工事についても、兼任要件を確認する体制を組む必要があるため、速やかに連絡いただく必要があります。

(2) 人員の配置の計画書の作成・保管

落札決定されたら速やかに、国土交通省のウェブサイト（[建設産業・不動産業：監理技術者等の専任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例 - 国土交通省](#)）より「人員の配置を示す計画書（参考様式）（建設業法施行規則 17 条の 2 号第 1 項第 5 号、17 条の 5 号第 1 項第 5 号関係）」をダウンロードし、①従事中の工事及び②落札決定された工事の 2 件について同計画書を作成し、保管してください。なお、計画書は、本市監督員から提示を求められた際にご提示いただきます。

専任特例 2 号による専任義務緩和について

令和 2 年 10 月 1 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正以降、本市では以下のとおり運用しております。

1 監理技術者の専任義務の緩和

監理技術者を補佐する者として監理技術者補佐を配置する場合、当該監理技術者（専任特例 2 号による監理技術者 ※旧「特例監理技術者」）は、他の監理技術者補佐が配置されている施工現場 1 件に限り、監理技術者を兼ねることができます。

なお、当該施工現場は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とします。

2 監理技術者補佐の要件

次をすべて満たす者を当該施工現場に専任で配置することとします。

- (1) 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること（機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合を除く）。

※監理技術者補佐として認められる業種は主任技術者の資格を有する業種に限ります。

※機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は上記によらず、請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者に限ります。

- (2) 資格審査基準日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が 3 か月間経過していること。

3 監理技術者補佐の資格審査資料の提出

「様式第 5 号 現場代理人・主任技術者等届」に必要事項を記載し、技術者及び現場代理人と併せて、当該監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）及び雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）もご提出ください。

営業所技術者等の専任義務緩和について

令和 6 年 12 月 13 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正について本市契約での適用開始後、営業所技術者等の専任義務を緩和して工事現場への配置技術者とする場合は、次のお手続きをお願いいたします。

1 営業所技術者等の専任義務緩和要件

営業所技術者等は、法第七条第一項第二号（又は法第十五条第一項第二号）の規定により、専任の者として置くことが求められていますが、本法令改正により、以下の全ての要件に適合する場合、営業所技術者と 1 件の専任を要する工事現場を兼務することができます

（法第二十六条の五）。

- (ア) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (イ) 兼ねる工事現場の数が 1 以下であること。
- (ウ) 専任特例 1 号による専任義務緩和要件(ア)～(キ)を満たしていること。なお、同(イ)について、「建設工事の工事現場間」とあるのは、「営業所と工事現場間」、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場と営業所」と読み替える。
- (エ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 手続きの流れ

「様式第 5 号 現場代理人・主任技術者等届」の提出に加えて、建設業許可申請書類のうち「専任技術者一覧表」等、工事現場に配置する営業所技術者が所属する営業所がわかる資料をご提出いただきます。下記のとおり専任義務の緩和要件を満たしているか確認させていただきますので、法令順守のため「様式第 5 号 現場代理人・主任技術者等届」には正確な情報を記載いただきますようお願いいたします。

3 専任義務の緩和にあたって、落札決定後に必要な対応

(1) 工事の監督員への連絡

落札決定されたら速やかに、工事の監督員へ、営業所技術者等を現場技術者と兼務して配置することを連絡してください。兼務させる場合、工事現場で要件(ウ)を全て満たす必要があります。

(2) 人員の配置の計画書の作成・保管

落札決定されたら速やかに、国土交通省のウェブサイト（[建設産業・不動産業：監理技術者等の専任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例 - 国土交通省](#)）より「人員の配置を示す計画書（参考様式）（建設業法施行規則 17 条の 2 号第 1 項第 5 号、17 条の 5 号第 1 項第 5 号関係）」をダウンロードし、落札決定された工事について同計画書を作成し、保管してください。なお、計画書は、本市監督員から提示を求められた際にご提示いただきます。

【法第二十六条第三項 抜粋】

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

【令第二十七条、第二十八条 抜粋】

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第二十七条

法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、九千万円）以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事第

二十八条

法第二十六条第三項第一号イの政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円とする。

【法第七条第一項第二号及び法第十五条第一項第二号 抜粋】

(許可の基準)

第七条

二 その営業所ごとに、営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第十一条第四項及び第二十六条の五において同じ。）を専任の者として置く者であること。

第十五条

二 その営業所ごとに、特定営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第二十六条の五において同じ。）を専任の者として置く者であること。（後略）

【法第二十六条の五 抜粋】

(営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例)

第二十六条の五

建設業者は、第二十六条第三項本文に規定する建設工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第七条（第二号に係る部分に限る。）又は第十五条（第二号に係る部分に限る。）及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあつては第二十六条第一項の規定により当該工事現場に置かなければならない主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同条第二項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

一 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。

二 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

四 営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該営業所における建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第一項に規定する職務（次項において「営業所職務等」という。）を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

2 前項の規定は、同項の工事現場の数が、営業所技術者又は特定営業所技術者が当該工事現場に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行つたとしても営業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

【令第三十三条、第三十四条 抜粋】第三十三条

法第二十六条の五第一項第二号の政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円とする。

第三十四条法第二十六条の五第二項の政令で定める数は、一とする。